

令和6年第3回(9月)

篠栗町議会定例会

9月13日(採決)

令和6年 第3回 定例会 会議録

日時 令和6年9月13日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	崎山佐穂	2番	浦野雅幸	3番	吉本文枝
4番	門馬良	5番	太郎良瞳	6番	横山和輝
7番	品川静	8番	古屋宏治	9番	栗須信治
10番	村瀬敬太郎	11番	今長谷武和	12番	荒牧泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	大塚哲雄
教育長	今長谷寛	総務課長	田村明広
財政課長	藤忠文	財産活用課長	熊谷重幸
会計課長	西村智子	まちづくり課長	大内田幸介
税務課長	進藤功次	収納課長	平山智久
住民課長	有隅哲哉	健康課長	田中久善
福祉課長	村瀬菊子	産業観光課長	松熊大
都市整備課長	堀雅仁	上下水道課長	花田篤
学校教育課長	吉村秀昭	こども育成課長	藤幸三
社会教育課長補佐	横内綾子	監査委員事務局長	佐伯和久

出席した議会事務局職員

局長	水江靖浩	次長	伴秀代
主事	黒瀬友宏		

開会 午前10時00分

○議長（荒牧 泰範） 皆様、おはようございます。

今日は、全員出席で開議は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

なお、今日は、西日本新聞社の記者による録音を許可しておりますので御承知おきください。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

これより、日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第52号「専決処分の承認を求めることについて（専決第10号）」〔令和6年度篠栗町一般会計補正予算（第5号）について〕を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、横山委員長。

○予算特別委員会委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第52号「専決処分の承認を求めることについて（専決第10号）」〔令和6年度篠栗町一般会計補正予算（第5号）について〕

本議案は、物価高騰対応重点支援給付事業実施のため、令和6年度篠栗町一般会計補正予算（第5号）を編成するにあたり、議会を招集する時間的な余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求められたものであります。

予算の編成内容は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ7,101万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ141億6,556万2,000円とするものであります。

歳出における主な事業では、民生費、物価高騰対応重点支援給付金に7,000万円、その関連経費に101万5,000円を増額補正するものです。

主な歳入では、国庫支出金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金7,101万5,000円の増とするものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの、委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はございませんか。

はい、質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

はい、ないようですから討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(荒牧 泰範) はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第56号「篠栗町家庭保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○文教厚生常任委員会委員長(栗須 信治) 報告いたします。

議案第56号「篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が令和6年4月1日に施行されたことに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、保育所等における満3歳以上の児童に係る、職員配置の最低基準の見直しを行うものであります。

執行部の説明では、保育所等に配置する保育士の数について、「満3歳以上4歳未満の児童については、「おおむね20人につき1人」から「おおむね15人につき1人」、満4歳以上の児童については、「おおむね30人につき1人」から「おおむね25人につき1人」に改正するとのこととあります。

この条例については公布の日から施行されます。

経過措置として、当分の間は従前の基準による運営も妨げないとされたことから、この条例による改正後の篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定において、3歳児について「15人」とあるものは「20人」、4歳5歳児について「25人」とあるものは「30人」とするものであります。

当委員会にて質疑がありましたので紹介をいたします。

経過措置に当分の間とあるがどのくらいの期間か、という質問に対し、人材不足の実情に考慮して保育提供の体制が整うまで、との回答がありました。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第57号「工事請負変更契約の締結について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

横山委員長。

○総務建設常任委員会委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第57号「工事請負変更契約の締結について」

本議案は、庁舎の耐震工事及びその他改修工事について、契約金額3,078万7,350円を増額し、総額2億70万6,000円とし、株式会社コンステックと変更契約を締結するため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

主な変更工事の概要については、耐震壁の設置における電気設備や空調設備及び機器設備のルート切り回しの設備工事、受水槽の設置に伴う老朽化したプロパン庫及びブローアークの解体、アスベスト含有調査の増工、正面玄関及び二階の屋根の防水工事、屋上の手すりの改修工事、クレーン等の大型車両進入に伴い一般車両との離合スペース確保のため、正面駐車場入り口の左側、植え込みを取り除く設備を行うとのことであります。

当委員会の中で、質疑は、変更契約の工事概要について当初設計時に綿密に試算さ

れていれば変更するようなことではない、また、耐震工事との関係ない工事概要の変更になっている、との質問があり、当該契約の工事の設計として、当初は耐震の設計と老朽化した庁舎の付託設備の設計をあわせて行ったが、設計が不落となり、急を要する耐震工事を先に工事契約を行ったとのことで、後から付帯工事などの変更契約となったと。

そしてこの回答に対して、当初の契約締結のときから分かっていた事案であるならば、当初にきちんと説明すべきではないか、との意見があり、これに対して謝罪があり、今後は適切に報告し、事務処理をするとのことでございました。

質疑終了後の討論はありませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） 全員賛成と認めます。

よって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第58号「財産の取得について」を議題といたします。

ここでお諮りいたします。

「日程第4」及び「日程第」5の議案第58号及び議案第59号の2議案については関連議案でございます。

会議規則第37条の規定によりまして、一括議題とし、2議案を一括して委員長報告を受け、採決については、1議案ずつ採決を行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） はい、異議なしと認めます。

従いまして、議案第58号及び議案第59号の2議案を一括議題といたします。

当該議案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、2議案一括して委員長の報告を求めます。

横山委員長。

○予算特別委員会委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第58号「財産の取得について」及び議案第59号「権利の放棄について」を一括での報告をいたします。

議案第58号は、篠栗北地区産業団地内事業用地6に係る用地の取得であり、所在地は、篠栗町彩り台346番14、地積は、5,459平方メートル、買戻金額は、2億6,097万792円、買戻の相手方は、福岡市東区箱崎2丁目47番8号、松原食品株式会社 代表取締役 奈良原 一 であります。

議案第59号は、同じく事業用地の売却時に締結した契約の違約金の免除及び損害賠償請求権の放棄であり、権利の相手方は、福岡市東区箱崎2丁目47番8号、松原食品株式会社 代表取締役 奈良原 一 であります。

権利の内容は、松原食品株式会社と令和3年8月12日に締結した土地売買契約書第13条の違約金の免除及び14条の損害賠償請求権であります。

当該2議案は、篠栗北地区産業団地内事業用地において、松原食品株式会社と2019年2月に締結した土地売買契約に基づき売却した土地について使用及び事業開始の見込みがなく、撤退の意思表示がなされていることから買戻権を行使し、当該土地を取得することでございます。

そのことに伴い、当該契約書第12条第1項に規定する買戻し特約の行使することについて、同第13条第5項の違約金の免除及び同第14条に基づく損害賠償請求権を放棄するものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、当該議案第58号は賛成多数にて原案のとおり可決いたしております。

議案第59号は賛成多数にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） はい。

ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

はい、まず反対の討論の方、浦野議員。

○議員（浦野 雅幸） 議席番号2番、浦野雅幸でございます。

私は、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

議案第59号は、松原食品株式会社が進出を断念し、撤退の意向を表明されたとして、同社操業予定地を買い戻す際に、売買契約書に記されている違約金約5,200万円を請求せず、また、損害賠償請求権を放棄する内容であります。

同社より、資源価格・物流価格の高騰、コロナ禍による経営環境の変化、人件費の上昇や円安等による社会情勢の変化等を理由に違約金の免除を要望されています。

町は、契約書にある、やむを得ない特別な事由がある場合と認め、違約金を免除することに合意しています。

しかしながら、次の点において疑問があります。

第1に、町と同社との協議内容の開示は、口頭もしくはメモ程度の説明のみで、協議記録の開示はありません。そのため審査にたる十分な経緯説明が行われたとは思いません。

第2に、コロナ禍ほかによる免除の要望に対し、売上げや財務状況等の数値的な根拠となる資料の開示を求めておらず、客観的に要望を承諾するには不適切だと考えます。

第3に、違約金を求めないことで、町のメリットについても、試算や根拠の説明がなく、町全体として有益性があるとは考えられません。

第4に、契約書に示されているやむを得ない事由とは何なのか。

明確な基準や線引きがなく、コロナ禍等の情勢変化が、やむを得ない事由に当たるとは考えられません。

以上のように、町は、同社が撤退に至る経緯や協議記録また違約金を求めないことで得られる町の有益性など、十分な説明責任を果たしているとは言えません。

本来、町は、町民のことを第1に考えなければならないところ、特定の企業を優遇しているように感じられ、町民のほうを向いているとは考えられません。

契約書に至っては、コロナ禍等の事態から、不利益を被らないように、町や町民を守るためのものであると認識しており、それを第一に判断すべきと考えます。

以上の理由で、撤退企業に対し、違約金を請求しないこと、損害賠償請求権を放棄することは、町民の皆様の理解を得られるものではなく、町民の皆様を第1に考える

議員の1人として、この議案に反対いたします。

○議長（荒牧 泰範） 次に、賛成討論のある方。

はい、崎山議員。

○議員（崎山 佐穂） 議席番号1番、崎山佐穂です。

私は、議案第59号に賛成の立場で討論したいと思います。

争点となっています北地区産業団地事業用地の土地売買契約第13条の5に、第1項から第3項の違約金は、乙にやむを得ない事由があると認めた場合には、甲はこれを減免することができるかとあります。

撤退予定企業の建設計画や見積りまで出した上での撤退は苦渋の決断だろうと思います。

決して、土地を購入しただけで何も自助努力を講じなかったというわけではなく、長引いたコロナ禍や、急激な日本及び世界情勢の変化により、やむを得ない状況と考えることが妥当です。

産業団地の事業を停滞させることなく、新たなパートナー企業に進出していただき、いち早く創業していただくことで、それによる税収増や雇用、ひいては町のにぎわいの創出に期待ができます。

それらを全て総合的に判断いたしますと、違約金を問わずに早急な買戻しを進めるべきと考えます。

以上のことから、違約金にこだわることで、町の産業を停滞させることよりも、前を向いて進んでいくことに、町と町民にメリットが多いことを確信しています。

従って私は、議案第59号に賛成いたします。

○議長（荒牧 泰範） 次に、反対の討論のある方、ございませんか。

次に、賛成の討論のある方。

はい、村瀬議員。

○議員（村瀬 敬太郎） 議席番号10番、村瀬敬太郎でございます。

私は、議案第59号に、賛成の立場で討論を行います。

この議案は、権利の放棄について、議会の議決を求められたものであります。

審査の中で、北地区産業団地事業用地6の買戻しに伴う違約金の放棄が含まれておりましたが、これは、当該土地を所有する企業の工場建設、操業開始のめどが立たず、買戻し及び違約金免除の要望書が提出され、協議の結果、双方が合意したものであります。

先ほど崎山議員が、賛成討論で詳しいことについてはお話しされましたので、私は

詳しいことは差し控えますが、以前にも、同様のことを申し上げた記憶がございますが、土地売買契約書第12条第1項の違約金は、篠栗町が請求できる権利条項であり、義務条項ではないし、相手企業を取り巻く様々な状況を斟酌して、早期に事態を動かすために、第13条第5項の定めによる減免の措置をとることは、何ら問題のない措置であると考えます。

その上で、我が町のメリットは、買戻した未利用地を新たな進出企業に売却して、工場建設、操業開始を促すことで、当該土地利用が促進され、当初計画の税込使用料収入が比較的早期に得られること、また新しい企業の進出によってさらなるにぎわい創出が期待できることであります。

産業団地建設の停滞を招くよりも、早期に産業団地の完成を見るほうが得策であり、妥当な判断であると理解するものであります。

私は、我が町への進出を断念した今も納税を頂いておる、また、決して楽ではない中にも、土地を所有する限りはパートナー企業としての務めを続ける企業に対し、かかる要望を受入れない冷たい対応をとる町であってはならないと考えます。

また、そのようなイメージは長く人の記憶に残るものだとも思います。

議員それぞれの表決は尊重されなければなりません。

決して思考停止で賛成するわけではないことを申し添えて、議案第59号に対する賛成討論といたします。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） 次に、反対の討論のある方。

続いて賛成の討論のある方。

ないようですので討論を終結し、ただいまから、おのおの採決を行います。

まず、議案第58号に対する委員長の報告は、可決です。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） 賛成多数と認めます。

よって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第59号に対する委員長の報告は、可決です。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） 賛成多数と認めます。

よって、議案第59号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第60号「福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について」を議題と致します。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第60号「福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について」

本議案は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日が、令和6年12月2日と定められ、現行の被保険者証は同日以降発行されなくなることに伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要があるため、当該規約の一部変更に関し、関係市町村と協議することについて、地方自治法291条の11の規定により、議会の議決を求められたものであります。

執行部の説明では、被保険者証及び資格証明書を、資格確認書等に変更するもので、令和6年12月2日以降から現行の被保険者証が発行されなくなることに伴い、関係市町村において行う事務の記載文言を資格確認書等に改めるものとの説明がありました。

この規約については、令和6年12月2日から施行されます。

当委員会の中で質疑がありましたので紹介いたします。

保険証にかわるものが発行されるのか、の質問に対し、マイナンバーカードを持っていない人・マイナ保険証の利用登録を行っていない人は、資格確認書を発行するとの回答でありました。

次に今持っている保険証はどうなるのかとの質問に対し、有効期限の令和7年7月31日まで使えるとの回答でありました。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） はい。

ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですから討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(荒牧 泰範) はい。

全員賛成と認めます。

よって、議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第61号「令和5年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案は、決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○決算特別委員会委員長(栗須 信治) 報告いたします。

議案第61号「令和5年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について」

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度篠栗町一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

歳入総額118億258万3,013円、歳出総額114億821万7,148円、歳入歳出差引額3億9,436万5,865円です。

翌年度へ繰り越すべき財源は、一般財源で、繰越明許費繰越額5,581万4,000円、よって、実質収支額は3億3,855万1,865円です。

全員出席の決算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上、報告終わります。

○議長(荒牧 泰範) ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(荒牧 泰範) はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第61号は認定されました。

日程第8、議案第62号「令和5年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○決算特別委員会委員長(栗須 信治) 報告いたします。

議案第62号「令和5年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

歳入総額28億3,838万2,995円、歳出総額27億5,797万6,790円、歳入歳出差引額8,040万6,205円。

翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は8,040万6,205円です。

全員出席の決算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(荒牧 泰範) ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(荒牧 泰範) 全員賛成と認めます。

よって、議案第62号は認定されました。

日程第9、議案第63号「令和5年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案を、決算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○決算特別委員会委員長(栗須 信治) 報告いたします。

議案第63号「令和5年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

歳入総額4億7,093万3,278円、歳出総額4億6,773万2,336円、歳入歳出差引額320万942円、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は320万942円です。

全員出席の決算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上、報告終わります。

○議長(荒牧 泰範) ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですから、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（荒牧 泰範） はい。

全員賛成と認めます。

よって、議案第63号は認定されました。

日程第10、議案第64号「令和5年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」を議題といたします。

本議案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○決算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第64号「令和5年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和5年度篠栗町水道事業会計決算に伴う剰余金を処分計算書のとおり処分し、併せて同法第30条第4項の規定により、令和5年度篠栗町水道事業会計決算について、監査委員の意見を付けて議会の認定を求められたものであります。

地方公営企業会計について、水道事業会計の決算額、収益的収入額6億3,521万8,959円、収益的支出額5億2,495万9,807円、資本的収入額2億170万円、資本的支出額3億5,969万6,388円であります。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する1億5,799万6,388円は、当年度消費税資本的収支調整額2,112万2,250円、過年度損益勘定留保資金895万9,000円、当年度損益勘定留保資金1億938万8,691円、建設改良積立金1,852万6,447円で補填するものであります。

全員出席の決算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(荒牧 泰範) はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第64号は認定されました。

日程第11、議案第65号「令和5年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」を議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○決算特別委員会委員長(栗須 信治) 報告いたします。

議案第65号「令和5年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和5年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計決算に伴う剰余金を処分計算書のとおり処分し、併せて同法第30条第4項の規定により、令和5年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計決算について、監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

地方公営企業会計について、下水道事業会計の決算額、収益的収入額9億570万941円、収益的支出額8億2,717万6,614円、資本的収入額3億4,530万5,500円、資本的支出額5億7,411万3,144円であります。

全員出席の決算特別委員会で審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億2,880万7,644円は、過年度損益勘定留保資金6,497万3,557円、当年度消費税資本的収支調整額490万4,774円、当年度損益勘定留保資金1億3,400万1,646円、減債積立金2,492万7,667円で補填するものであります。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上、報告終わります。

○議長(荒牧 泰範) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(荒牧 泰範) はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第65号は認定されました。

日程第12、議案第66号「令和6年度篠栗町一般会計補正予算(第6号)について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

横山委員長。

○予算特別委員会委員長(横山 和輝) 報告いたします。

議案第66号「令和6年度篠栗町一般会計補正予算(第6号)について」

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億5,832万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ143億2,388万6,000円とするものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(荒牧 泰範) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですから討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（荒牧 泰範） 全員賛成と認めます。

よって、議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第67号「令和6年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
横山委員長。

○予算特別委員会委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第67号「令和6年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ4,829万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億70万1,000円とするものであります。

これも全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですから討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第67号は可決されました。

日程第14、議案第68号「令和6年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

横山委員長。

○予算特別委員会委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第68号「令和6年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ538万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,622万9,000円とするものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） はい、ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

はい、ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第68号は可決されました。

日程第15、議案第69号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

本案は文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第69号「工事請負契約の締結について」

本議案は、篠栗町総合センターのホール特定天井及び照明LED化の改修工事について、仮契約を締結したため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または財産の処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

契約の目的は 総合センターホール特定天井・照明LED化、契約の方法は、指名競

争入札、契約金額は、1億6,610万円、契約の相手方は、福岡県古賀市川原1005番地1、株式会社荻原工務店 代表取締役 荻原 耕一郎であります。

工事概要といたしましては、ホール特定天井、脱落によって重大な被害を生ずるおそれがある天井を、特定天井へ改修するもの。

あわせて脱炭素推進政策の一環として、省エネルギー化を進めるため、既設照明器具をLED照明器具へ変更し、照明器具、非常用照明器具、自動火災報知感知器の落下防止対策も行う改修工事を実施することとあります。

当委員会の中で質疑がありましたので紹介いたします。

指名業者、応札業者は何社か、そのうち町内業者は何社か、との質問に対し、指名業者8社、応札業者8社、町内業者は1社、との回答がありました。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですから討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第69号は可決されました。

日程第16、議案第70号「篠栗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第70号「篠栗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係法令の整備等及び経過措置に関

する政令」が令和6年12月2日に施行されることに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、現行の被保険者証が令和6年12月2日以降発行されなくなることに伴い、本条例の罰則規定において、被保険者証の返還に係る規定を削除し、「町は世帯主が法第9条第1項もしくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においてはその者に対し10万円以下の過料を課する」に改正することとあります。

また、執行部の説明では、条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第9条の規定により、なお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるもの、との説明でありました。

この条例については、令和6年12月2日から施行されます。

当委員会の中で質疑はありませんでした。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第70号は可決されました。

日程第17、常任委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務建設、文教厚生、両常任委員長から会議規則第57条の規定により、タブレットに掲載の申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がっております。

お諮りいたします、総務建設、文教厚生、常任委員長から申出のとおり、閉会中の

継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) はい、異議なしと認めます。

よって、総務建設文教厚生、両常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで、招集日に配付しておりました常任委員会の閉会中の調査結果について質疑等があればお受けいたします。

質疑はございませんか。

はい、ないようですので質疑を終わります。

次にお諮りいたします。

本会議中誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) はい、異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句・数字等の整理訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで、町長何か発言することがございましたら許可いたします。

はい、三浦町長。

○町長(三浦 正) 令和6年第3回定例会の閉会にあたり御挨拶を申し上げます。

長期間にわたる御審議誠にありがとうございました。

「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、「篠栗町教育委員会教育長の任命について」等の人事案件3件、「篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」等条例案2件、「工事請負契約の締結について」「工事請負変更契約の締結について」「財産の取得について」「権利の放棄について」「福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について」それぞれ1件、令和5年度一般会計、特別会計の決算の認定について3件、水道事業会計及び流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について2件、専決処分の承認を含め、令和6年度補正予算4件の、上程いたしました19議案全てにつきまして可決・承認・同意いただきましたことに、感謝申し上げます。

一般質問の際にも様々な御意見をいただきました。議員の皆様方からの町民の皆様

の福祉の増進につながる新しい提案や改善の御提案に対しましては、執行部において優先順位を上げて対応してまいりたいと考えております。

令和5年度一般会計の決算は、歳入総額118億258万3,000円、歳出総額は114億821万7,000円となりました。

篠栗町の財政力指数、経常収支比率等は大きく変化はしておりませんが、監査委員からは財政運営は安定しているといえるとの審査意見をいただいております。

また、5年度篠栗町財政健全化判断比率審査意見書において、良好な状況状態にあると認められるとの意見でございました。

とはいえ、財政課長が決算概要を説明した際申し上げましたように、歳出面では、高齢者、障害者支援や次世代育成支援など、扶助費は年々増加することが予想されます。また、人件費や物件費、ごみ処理施設の建て替えを計画している須恵町外二ヶ町清掃施設組合や、負担金の増加が見込まれる粕屋南部消防組合等の一部事務組合に対する分担金も含め、一般財源における歳出が増加傾向であることや、個別施設計画に基づく公共施設の大規模改修時期が迫っていることもあり、特定財源の有無や費用対効果の確認など、事業の見直しにより、抜本的な縮減を図ることが必要であると考えます。

一方、歳入では、経済状況の回復などによる地方税の増収が見込まれますが、篠栗北地区産業団地からの本格的な増収は令和8年度以降になること、交付税算入がある地方債の償還が終了することで、地方交付税が減少することから、一般財源の確保がさらに難しくなると予想されるため、ふるさと納税や補助金等の財源を積極的に確保することで、今後も単年度の歳入歳出の均衡を保ち、持続性ある財政運営を行っていくことが重要であると認識しております。

この10年間の町税の推移を見ても、年度の収入は額で4億7,000万円余、率で15.6%の増加となっており、取り組んできた成果がようやく実を結び始めました。

今後も、町税を中心に収入の増加を図り、年度ごとの財政需要を的確に把握することに努め、安定した財政運営に取り組んでまいりたいと考えます。

今定例会の開会日の全員協議会で、都市整備課ゼロカーボンシティ準備室から説明しました通り、篠栗町の「ゼロカーボンシティ」に向けた取り組みを令和6年度下半期から具体的に推進いたします。

環境省の補助金を活用して計画的に取り組みを進め、2030年度の国の目標である温室効果ガス排出46%削減、これは2013年度比でございますが、それを実現

を目指します。

さて、私は町長という職は4年間の任期が全てと考えております。

4年間の中でどう町を動かし、持続可能なまちづくりを進めていくかが常に求められていると考えております。

度々申し上げてまいりましたが、まちづくりは数十年単位の先を見据えた上で、4年間での持続可能な仕掛けを一つ一つ作り上げていくことこそ重要なポイントであると考えております。

誰が4年間の町政を預かるにしろ、行政が住民の皆さんと十分論議して素案をつくり、議会で慎重審議され決定いただいた取り組みを実践する納得性の高い仕掛けづくりこそ、4年間の任期に任された大事な「まちづくり」の仕事と考えております。

本年11月に任期が満了するこの4年間は、令和3年度からスタートした「第2期篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、第6次篠栗町総合計画に続く、「第7次篠栗町総合計画、まちづくり未来チャート」今年3月に中間見直しを終えて、新たなまちの姿を計画しようとする「篠栗町都市計画マスタープラン」の実行による着実な成果をとの思いで臨みました。

篠栗北地区産業団地は昨年度から3社が操業を開始し、残りの事業用地についても、再来年末までには操業開始となる見込みでございます。

また、町内各地で民間開発も進んでおり、糟屋郡の最東部にある篠栗町の持つ可能性の高さが改めて認知されつつあると感じております。

今後さらなる開発が進み、賑やかな町となる予感がしております。そうなることで、さらに税収も伸び、人口構成の若返りも図られて、働き手世代も増加していくことが見込まれるわけでございます。

豊かな自然を有し、長い歴史や文化を持ちつつ、こうした開発意欲に応えながら、新しい篠栗町の姿を創っていく時代がすぐそこまで来ていると実感しております。

町民の皆様に納得いただける無理のない開発を継続して進めていくことにより、賑やかで個性あふれる篠栗町をつくっていきます。

将来、この町で力を発揮したいと思う多くの人たちが登場しやすいように、これまでどおり軸のぶれないまちづくりを実践していくために、私はさらなる情熱を持って、11月の町長選挙に立候補する決意を新たにいたしました。

本日午後、正式に出馬表明をマスコミ発表いたします。

何とぞよろしくお願いいたします。

町民の皆様の新たな負託を受けることができたならば、町職員と一丸となって篠栗

町の諸課題解決と自主財源の拡大、カーボンニュートラルを实践するまち「ささぐり・新時代」を目指して努力したいと思っております。

町議会の皆様に引き続き、御指導御協力賜りますようお願い申し上げまして、篠栗町議会令和6年第3回定例会の閉会の挨拶といたします。

長期間の御審議、誠にありがとうございました。

そして、この4年間どうもありがとうございました。

○議長（荒牧 泰範） 以上で、本日の会議を閉じます。

これもちまして、令和6年第3回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時02分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

荒牧 泰範

篠栗町議会議員

崎山 佐穂

篠栗町議会議員

浦野 雅幸
